

2020 年 9 月 1 日

吸収合併に関する事後開示書面

千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15

ナノキャリア株式会社

代表取締役社長 松山哲人

当会社を吸収合併存続会社、アキュルナ株式会社(本店所在地:東京都文京区本郷三丁目 42 番 1 号。以下「アキュルナ」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 9 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第 784 条の 2 に基づき、吸収合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第 785 条第 3 項に基づき、本件合併の効力発生日の 20 日前の日までに株主に対し通知を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式の買取請求をされた株主はいませんでした。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

2020 年 8 月 31 日までに、吸収合併消滅会社の発行済の新株予約権は全て消却又は放棄により消滅し、本件合併の効力発生時点において吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

会社法第 789 条第 2 項に基づき、2020 年 7 月 29 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ 2020 年 7 月 29 日までに知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収合併存続会社における株主の差止請求に関する手続の経過

本件合併は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 に基づく請求権は発生しません。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、本件合併の効力発生日の 20 日前の日から電子公告を行いました。会社法第 796 条第 3 項に定める数の株式を有する株主から本件合併に反対する旨の通知は行われませんでした。なお、本件合併は会社法第 797 条第 1 項但書に該当するため、反対株主の株式買取請求権は発生致しません。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 7 月 29 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ 2020 年 7 月 29 日付で電子公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当会社は、本件合併の効力発生日である 2020 年 9 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおり。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

2020 年 9 月 14 日 (を予定しています。)

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

別紙：吸収合併消滅会社の事前開示書面

2020 年 7 月 22 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都文京区本郷三丁目 42 番 1 号
 アキュルナ株式会社
 代表取締役 秋永士朗

当会社を吸収合併消滅会社、ナノキャリア株式会社(本店所在地:千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15。以下「ナノキャリア」といいます。)を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に関する、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項

(1) 合併に係る割当ての内容

	ナノキャリア (存続会社)	当会社 (消滅会社)
本合併に係る合併比率	1	普通株式 67.5
		A種優先株式 138.3
		B種優先株式 174.0
		B2種優先株式 198.3
本合併により交付する株式数	普通株式 3,787,257 株(予定)	

(注1) 本合併に係る割当比率(以下「本合併比率」といいます。)

ナノキャリアは、合併効力発生日の前日の最終時点における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株に対してナノキャリアの普通株式 67.5 株、当会社のA種優先株式1株に対してナノキャリアの普通株式 138.3 株、当会社のB種優先株式1株に対してナノキャリアの普通株式 174.0 株、当会社のB2種優先株式1株に対してナノキャリアの普通株式 198.3 株、を割当交付いたします。

なお、本合併比率は、当会社の定款上において概要以下のような規定が設けられていること及び下記3. の内容を踏まえて決定しております。

- ① 当会社において残余財産の分配を行う場合には、当会社のB2種優先株主又はB2種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B2種優先株主又はB2種優先登録株式質権者においてはB2種優先株式1株につき 55,000 円、B種優先株式においてはB種優先株式1株につき45,000 円の残余財産の分配を優先して受ける権利を有し、

また、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき 30,000 円の残余財産の分配を優先して受ける権利を有しております。

- ② 上記①に加え、当会社のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びB2種優先株主又はB2種優先登録株式質権者に対して上記①記載の各金額の分配が行われた後に、なお残余する財産があるときは、当会社のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びB2種優先株主又はB2種優先登録株式質権者は、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて同額の残余財産の分配を受ける権利を有しております。
- ③ 当会社について買収が行われる場合において、その対価が現金以外の場合には、当該買収の対価の合計額(当会社のA種優先株式、B種優先株式及びB2種優先株式の総数の過半数を有するA種優先株式、B種優先株式又はB2種優先株式の保有者が合理的に算定した評価額を意味します。)を残余財産と仮定した場合に各当会社株主が上記①及び②の内容に従ってそれぞれ分配を受けることができる金額と同額の対価の分配を行う旨規定されております。

本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 合併効力発生日の前日の最終時点においてナノキャリアが保有する当会社の株式(普通株式 1,000 株、A種優先株式 600 株、B種優先株式 400 株)に対しては、ナノキャリアの株式の割当交付は行いません。

(注3) 本合併により割当交付するナノキャリア株式の数に1株に満たない端数がある場合には、ナノキャリアは、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理いたします。

(注4) 本合併に伴い、ナノキャリアの単元未満株式(100 株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。ナノキャリアの単元未満株式を保有することとなる株主においては、ナノキャリアの株式に関する単元未満株式の買取請求制度(単元未満株式の売却)をご利用いただくことができます。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

ナノキャリアは、本合併の合併比率の公正性を確保するため、ナノキャリア及び当会社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、田島公認会計士事務所(以下「田島会計」といいます。)を合併比率算定のための第三者機関として選定いたしました。

ナノキャリアは、第三者算定機関である田島会計から受領した合併比率算定書、法務アドバイザーである AZX 総合法律事務所からの助言並びに当会社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本合併比率は下記(3)②「算定の概要」記載のとおり、田島会計から受領した合併交換比率の算定結果範囲内であり、ナノキャリア株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本合

併比率により本合併を行うことが妥当であると判断し、2020年7月15日に開催された両社の取締役会にて本合併を行うことを決定し、両社間で本合併契約を締結しました。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びにナノキャリア及び当会社との関係

田島会計は、ナノキャリア及び当会社から独立した第三者算定機関であり、ナノキャリア及び当会社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

上記(2)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、ナノキャリアは本合併に用いられる本合併比率の算定にあたって公正性を期すため、田島会計を第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

田島会計は、ナノキャリアについては、ナノキャリアが東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定をいたしました。

当会社については、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

ナノキャリア株式の1株当たりの株式評価を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりであります。

採用方法		合併比率の算定結果	
ナノキャリア	当会社		
市場株価法	DCF法	普通株式	46.2～100.5
		A種優先株式	100.8～196.1
		B種優先株式	128.1～243.8
		B2種優先株式	146.3～275.7
DCF法	DCF法	普通株式	50.9～ 73.9
		A種優先株式	111.1～144.2
		B種優先株式	141.2～179.3
		B2種優先株式	161.2～202.7

市場株価法では、2020年7月14日を算定基準日として、ナノキャリア株式の東京証券取引所マザーズ市場における算定基準日の終値、2020年6月15日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均、2020年4月15日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均及び2020年1月15日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均を用いて評価を行いました。

DCF法では、ナノキャリアについては、ナノキャリア 2021 年3月期から 2031 年3月期までの事業計画、近年までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したナノキャリアの財務予測に基づき、2021 年3月期以降にナノキャリアが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、当会社については、当会社の 2020 年 11 月期から 2023 年 11 月期までの事業計画、業績の動向、一般に公開された情報等諸要素を考慮した当会社の財務予測に基づき、2020 年 11 月期以降に当会社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。

それらの結果を基に、ナノキャリア株式を市場株価法、当会社株式をDCF法で評価した場合の合併比率のレンジを、普通株式においては 46.2～100.5、A種優先株式においては 100.8～196.1、B種優先株式においては 128.1～243.8、B2種優先株式においては 146.3～275.7 と算定しており、また、ナノキャリア株式及び当会社株式をDCF法で評価した場合の合併比率のレンジを、普通株式においては 50.9～73.9、A種優先株式においては 111.1～144.2、B種優先株式においては 141.2～179.3、B2種優先株式においては 161.2～202.7 と算定しております。

田島会計は合併比率の算定に際して、ナノキャリア及び当会社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、田島会計は、ナノキャリア及び当会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債分析評価を含め独自に鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。田島会計の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ナノキャリア及び当会社より作成時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、田島会計がDCF法による算定の前提としたナノキャリア及び当会社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。ナノキャリアにおいては、具体的には、現在開発中の NC-6004 をはじめとする複数のパイプラインについては、順次上市を目指して開発中であり、これらの製造販売による営業利益の増加を見込んでおります。

当会社においては、現在、乳がんを対象とした PRDM14 の医師主導臨床試験開始に向けて準備しており、当該試験の進捗及び製薬会社等との共同研究の進展等により営業利益の増加を見込んでおります。

③ 利益相反を回避するための措置

ナノキャリアの取締役のうち、秋永士朗氏は当会社の代表取締役社長を兼務していること、片岡一則氏は当会社の発行する株式を保有していることから、これら2名は 2020 年 7 月 15 日開催のナノキャリアにおける取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加していません。

ナノキャリアの取締役会における本合併に関する議案は、取締役6名のうち、上記2名を除く4名の全員一致により承認可決されております。

(4) 合併により増加するナノキャリアの資本金及び準備金等の額に関する事項

本合併により増加するナノキャリアの資本金及び準備金等の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、ナノキャリアが機動的かつ柔軟な資本政策の観点から相当であると判断される額を定めます。

(5) 合併対価としてナノキャリアの株式を選択した理由

ナノキャリアの株式は、東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、当会社株式を有する株主は、ナノキャリアの株式を受け取るにより、投下資本の回収の機会を得られるほか、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮し、ナノキャリアの資本政策も踏まえて、当会社及びナノキャリアは、ナノキャリアの株式を合併対価とすることが適切であると判断いたしました。

(6) 共通支配下関係にある会社間の吸収合併における少数株主保護に関する事項

当会社とナノキャリアとは共通支配下関係にないため、該当事項はありません。

(7) 合併対価について参考となるべき事項

① ナノキャリアの定款の定めは別紙3のとおりです。

② 合併対価の換価方法に関する事項

ナノキャリアの株式は、東京証券取引所マザーズ市場において取引されており、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。但し、ナノキャリアの単元未満株式を保有する株主においては、当該単元未満株式を上記市場で売却することができません。

また、ナノキャリアの株式の東京証券取引所マザーズ市場における過去6ヶ月間の株価推移は以下のとおりであります。

月別	2020年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価 (円)	298	284	302	264	308	752	580
最低株価 (円)	252	200	167	196	241	280	411

なお、2020年7月については、7月14日までのものです。

また、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示等により、ナノキャリアの株式の市場価格およびその推移等がご覧いただけます。

<https://www.jpx.co.jp/>

3. 吸収合併にかかる新株予約権の定め相当性に関する事項

当会社の発行済の新株予約権については、合併効力発生日の前日までに当会社が無償で取得し、消却する方法その他の方法により当該新株予約権を消滅させる予定ですので、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ナノキャリアは、2020年3月31日時点で3,818,187,400円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、資金の有効活用と資本政策の機動性を促進すること、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、2020年8月1日付で、資本金4,135,865,241円のうち3,818,187,400円を減少し、その他資本剰余金に振り替えらうと、会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行うための処分を行う予定であります。

ナノキャリアは、2020年6月26日付の取締役会の決議に基づき、2020年7月22日を払込期日として、取締役及び従業員に対して譲渡制限付株式報酬としての新株発行を行います(発行数は普通株式37,500株、払込金額は1株につき金603円。)

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べることのできる吸収合併消滅会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

2020年6月30日時点における当会社の資産の額は182,336千円、負債の額は16,650千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

ナノキャリアの最終事業年度末日における資産の額は8,944,563千円、負債の額は175,596千円、純資産の額は8,768,967千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、合併効力発生日までに当会社及びナノキャリアの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、上記4(2)に記載の事項を除いて現在のところ予測されていません。

以上より、本合併後におけるナノキャリアの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、ナノキャリアの負担する債務については、合併効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

6. 本書面の備置開始日後に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
該当事項はありません。

以上

別紙 1 : 合併契約書

別紙 2 : ナノキャリアの 2020 年 3 月期にかかる事業報告、計算書類、監査報告

別紙 3 : ナノキャリアの定款

合併契約書

ナノキャリア株式会社(以下「甲」という。)及びアキュルナ株式会社(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 : 千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15
ナノキャリア株式会社

乙 : 東京都文京区本郷三丁目 42 番 1 号
アキュルナ株式会社

第3条 合併対価の交付及び割当て

甲は、本件合併に際して、第 5 条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(甲及び乙を除く。)に対し、その所有する乙の普通株式 1 株に対して 67.5 株、乙の A 種優先株式 1 株に対して 138.3 株、乙の B 種優先株式 1 株に対して 174.0 株、及び乙の B2 種優先株式 1 株に対して 198.3 株の割合で甲の普通株式を発行し、割り当てるものとする。なお、計算の結果生じた 1 株未満の端数については会社法第 234 条に基づき処理するものとする。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 35 条又は第 36 条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020 年 9 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

乙は、効力発生日の前日(甲及び乙が別途合意する日がある場合には当該日)までに、会社法第 783 条第 1 項及び第 322 条第 1 項第 7 号に基づき株主総会及び種類株主総会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、甲は、第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当することから、株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。また、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2019年11月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 善管注意義務

乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条 従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲及び乙が協議の上これを定める。

第10条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときその他甲及び乙が合意する場合は、甲及び乙は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 本契約の効力

本契約は、乙の第6条に定める合併承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認（もしあれば）が得られないときは、その効力を失う。

第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によつてのみ変更することができる。

第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲及び乙の間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、甲及び乙の間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第14条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2020 年 7 月 15 日

甲： 千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 松山哲人



乙： 東京都文京区本郷三丁目 42 番 1 号
アキュルナ株式会社
代表取締役社長 秋永士朗



(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動の停滞長期化が懸念され、国内外ともに先行き不透明で予断を許さない状況になっております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

(主要パイプラインの進捗状況)

主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

シスプラチンミセル（NC-6004）につきましては、ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.（台湾、以下「OEP」といいます。）と共同でグローバルに臨床試験を推進しております。欧米地域における頭頸部がんを対象としたNC-6004及び免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による第Ⅱ相臨床試験は、2019年7月より投与を開始し、推進中であります。一方、日本を含むアジア地域における膵がんを対象とした第Ⅲ相臨床試験は、近年の膵がん治療の進歩により、併用薬であるゲムシタビンによる単独療法が第一選択ではなくなったことを鑑み、2019年12月、日本国内において本試験に基づく製造販売承認申請は行わないことを決定いたしました。なお、国内データでは、NC-6004併用による生存期間の延長が示唆されており、将来的な国内開発の可能性について引き続き検討してまいります。

エピルビシンミセル（NC-6300）につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中です。対象疾患として第Ⅰ相パート試験で有効性が示唆された軟部肉腫の一種である血管肉腫にターゲットを絞り、有効性及び安全性を確認する追加試験の実施を決定し、2019年10月に投与を開始しております。なお、本剤は米国食品医薬品局（FDA）より本適応に対するオーファンドラッグの指定※¹を受けております。

パクリタキセルミセル (NK105) につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社から、乳がんを対象に第Ⅱ相臨床試験を実施中の旨発表されております。

※1 オーファンドラッグ指定（希少疾病用医薬品指定）

米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、7年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

（導入パイプラインの進捗状況）

Vascular Biogenics Ltd.（イスラエル、以下「VBL」といいます。）から国内の開発及び販売権に関するライセンスを取得した遺伝子治療製品「VB-111」につきましては、現在、同社が米国を中心にプラチナ抵抗性卵巣がんを対象に国際共同第Ⅲ相臨床試験（OVAL試験）を実施しております。当社は、2019年11月、同パイプラインの国内開発に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法※2）に基づく第一種使用規程の厚生労働大臣・環境大臣連名による承認を取得いたしました。さらに、2020年3月、VBLが実施中のOVAL試験に関し、第三者委員会による中間解析において試験の継続が推奨された旨、同社から発表されました。これを踏まえ、当社はOVAL試験に日本から参画する方針を決定し、国内治験開始に向けた各種準備を進めております。

セオリアファーマ株式会社との間で共同開発を行っている耳鼻咽喉科領域における開発候補品（ENT103）につきましては、国内において中耳炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施しており、2019年5月に登録を開始しております。本剤は抗がん剤の開発と比べ短期間で製造販売承認を取得することが期待できることから、患者のQOL向上に役立つ医薬品として早期にお届けすることを目指しておりますが、対象患者が例年より少なかったことや新型コロナウイルスの影響等により患者登録が当初の想定を下回っていることから、試験期間の延長を見込んでおります。

2019年4月、株式会社エイオンインターナショナルから「Acti-PRP (血球細胞分離機)」の国内販売権を取得しました。多血小板血漿 (PRP) は細胞の成長を促す成長因子を豊富に含み、局所に注入することで組織の修復などを促します。PRPを用いた治療は整形外科領域などで行われておりますが、当社は婦人科領域における不妊治療への応用として、産婦人科PRP研究会の会員施設に対し「Acti-PRP」を販売し、あわせて臨床研究を実施しております。患者のQOL向上という当社理念に基づき、再生医療分野へも進出し、国内初の新規事業として展開しております。

※2 カルタヘナ法

生物の多様性を保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるもの（人の健康に対する危険も考慮したもの）の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的として2003年に国際発効したカルタヘナ議定書を日本で実施するための法律です。遺伝子組換え生物等を用いた遺伝子治療臨床試験は、カルタヘナ法における拡散防止措置を執らずに行う使用等（第一種使用等）に該当します。遺伝子治療用製品の治験の実施にあたっては、第一種使用規程を定め、生物多様性影響評価書を提出して大臣承認を受ける義務があります。

(新規開発パイプラインの進捗状況)

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle)」を次世代型DDS医薬品技術として開発しております。センサーとなる抗体などを結合したActive型ミセル化ナノ粒子は、標的とする組織、細胞へのターゲティング性能を高めることが期待されます。技術進化として、センサー機能の拡大に向けた共同研究などを実施しておりJCRファーマ株式会社との間では、脳内デリバリー創薬にする共同研究契約を締結し、当社のADCM技術や、同社が有する脳内に薬剤を届けるための独自技術であるJ-Brain Cargo® (血液脳関門通過技術) など、両社が持つ技術や知見を融合し、革新的な脳内デリバリー医薬品の実現を目指した共同研究を推進しております。

(事業開発の状況)

事業開発活動につきましては、2019年5月、主要パイプラインであるNC-6004の推進において、OEPとのより強固な協力体制を確保し業務提携内容の拡充を図るために、同社の100%子会社であるCyntec Co., Ltd.へ当社普通株式705,800株を割り当てる第三者割当増資を行っております。また、2019年4月、株式会社エイオンインターナショナルとの間で同社の「Acti-PRP」の国内販売代理店契約を締結し、販売を開始しております。

(化粧品事業の状況)

化粧品事業につきましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。また、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth（デプス）」事業を共同で推進しております。

さらに、化粧品開発における皮膚浸透性の研究を基に、皮膚科領域における医薬品開発の可能性を見いだしており、今後、皮膚科領域での医薬品にも応用展開を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上、PRP事業に係る医療機器売上等により売上高は552,973千円（前事業年度売上高496,732千円）、営業損失は1,105,796千円（前事業年度営業損失1,802,313千円）、経常損失は1,144,436千円（前事業年度経常損失1,774,496千円）、当期純損失は2,009,676千円（前事業年度当期純損失1,808,510千円）となりました。なお、当事業年度におきまして、以下の営業外費用、特別利益及び特別損失を計上しております。

- ・ 外国為替相場の変動による為替差損9,231千円を営業外費用に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・ 第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の発行に伴い、新株予約権発行費9,267千円を営業外費用に計上しております。
- ・ 行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に伴い、社債発行費4,570千円を営業外費用に計上しております。
- ・ 行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されたため、その差額92,368千円を社債償還益として特別利益に計上しております。
- ・ 投資有価証券の一部を売却したことによって、投資有価証券売却損259,533千円を特別損失に計上しております。
- ・ 投資有価証券のうち、取得価額に比べ時価が著しく下落し、その回復可能性があると思われるものについて減損処理を行ったことによって、投資有価証券評価損692,000千円を特別損失に計上しております。
- ・ 営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、当社が保有する固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによって、減損損失4,214千円を特別損失に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は0百万円であり、主なものは次のとおりであります。

医薬品製造機器等	0百万円
----------	------

③ 資金調達の状況

当社は、2019年5月13日付で株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に対し、第三者割当の方法による第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権を発行し、発行分にて7百万円、行使分にて1,877百万円をそれぞれ調達いたしました。また、同日付で当社との間で資本業務提携を行っているOEPの100%子会社であるCyntec Co., Ltd.に対し、第三者割当による新株式の発行を行い、299百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第21期 (2017年3月期)	第22期 (2018年3月期)	第23期 (2019年3月期)	第24期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	218	259	496	552
経常利益 (△損失) (百万円)	△2,619	△5,304	△1,774	△1,144
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△2,676	△5,416	△1,808	△2,009
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△62.07	△125.39	△39.14	△32.68
総資産 (百万円)	12,939	7,626	8,568	8,944
純資産 (百万円)	10,067	4,661	5,879	8,768
1株当たり純資産額 (円)	227.75	103.38	117.22	131.33

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、引き続き提携等により、事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施することで、さらなる成長を目指すことが必須と考えており、以下を対処すべき課題と認識しております。

① 選択と集中による効率的なプロジェクト運営

当社独自のミセル化ナノ粒子技術を利用した臨床開発パイプラインであるシスプラチンミセル（NC-6004）及びエピルビシンミセル（NC-6300）については、最優先プロジェクトとして早期の承認・上市を実現することにより、当社の企業価値を最大限に高めるという認識のもと、これらの臨床開発を引き続き推進してまいります。また、導入パイプラインであるVB-111についても、国際共同治験へ日本から参画することにより、早期の承認取得を目指します。

② 経営基盤の充実及び事業開発活動の推進

当社は、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業、周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、M&A等を通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、引き続き検討を進めてまいります。また、事業開発活動によりライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の探索を推進するとともに、オープンイノベーションの推進による新規技術の獲得やパイプラインの拡充を目指します。

③ 技術深化と他領域への応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品開発を実現することにより、より安定した収入源の確保を目指します。

④ コーポレート・ガバナンスの充実

当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

⑤ 財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、今後も多額の投資が見込まれます。投資資金につきましては、当事業年度に実施した第三者割当による新株予約権の発行等により調達した資金及び事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行う方針ですが、今後も必要に応じて効率的かつ効果的な手法による資金調達を検討し、財務安定性を確保してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社の主たる事業は、ナノテクノロジーを駆使したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品等の開発製造を行うことであり、同技術の実用化によって、従来の薬物より有効性と安全性を高め、難治性疾患の治療をより有効にすることを可能にすると考えております。

(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

本	社	千葉県柏市				
研	究	所	千葉県柏市			
東	京	オ	フ	ィ	ス	東京都中央区
iCONM ラボ（川崎サテライト研究所）						神奈川県川崎市川崎区

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	13名減	48.4歳	6.8年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 130,122,800株

(2) 発行済株式の総数 66,057,401株

(3) 株主数 36,111名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	2,660,000株	4.02%
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	1,500,000	2.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,358,000	2.05
C Y N T E C C O . , L T D .	1,329,000	2.01
中 富 一 郎	1,009,000	1.52
THE BANK OF NEW YORK 133652	807,400	1.22
株 式 会 社 S B I 証 券	742,825	1.12
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	630,010	0.95
楽 天 証 券 株 式 会 社	588,700	0.89
松 井 証 券 株 式 会 社	459,300	0.69

（注）持株比率は、自己株式（26株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
		個	株	円
第11回新株予約権 (2014年4月2日)	2016年4月3日 ～2021年4月2日	455	45,500	1,620
第13回新株予約権 (2014年9月3日)	2016年9月3日 ～2021年9月2日	125	12,500	1,372
第15回新株予約権 (2015年10月30日)	2015年11月2日 ～2022年10月31日	20,610	2,061,000	1,140
第16回行使価額修正条項付 新株予約権 (2018年4月27日)	2018年5月1日 ～2020年5月7日	1,813	1,813,000	(注) 3
第18回新株予約権 (2019年5月13日)	2019年5月14日 ～2021年12月29日	78,400	7,840,000	383

- (注) 1. 第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。
2. 第11回新株予約権及び第13回新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めております。
3. 当初行使価額：715円
 下限行使価額：429円
 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

- ① 2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	当初転換価額：383円 上限転換価額：850円 下限転換価額：213円 転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額が修正後の転換価額となり、上限転換価額を上回る場合には、上限転換価額が修正後の転換価額となります。
新株予約権の発行価額	無償

(注) 2019年7月10日をもってすべての行使が完了しております。

- ② 2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第17回行使価額修正条項付新株予約権

割当日及び割当先	2018年5月13日、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 7,840,000株
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：383円 上限行使価額：850円 下限行使価額：213円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となり、上限行使価額を上回る場合には、上限行使価額が修正後の行使価額となります。
新株予約権の行使期間	2019年5月14日から2021年12月29日まで

(注) 2019年9月10日をもってすべての行使が完了しております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	松 山 哲 人	CEO 株式会社イントラスト取締役
取 締 役	中 富 一 郎	
取 締 役	岡 野 光 夫	東京女子医科大学名誉教授・特任教授 米国ユタ大学薬学部併任教授
取 締 役	大 橋 彰	
取 締 役	ミシュラ マニッシュ	株式会社Bridge & Sun代表取締役社長
常 勤 監 査 役	野 口 勘 四 郎	
監 査 役	森 嶋 正	森嶋公認会計士事務所代表
監 査 役	中 山 美 恵 子	悠綜合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役岡野光夫、大橋彰及びミシュラマニッシュは、社外取締役であります。
2. 監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は、社外監査役であります。
3. 監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岡野光夫及び大橋彰並びに常勤監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	58百万円
監査役	3	13
合 計 (うち社外役員)	8 (6)	71 (22)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、2011年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2011年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授であり、米国ユタ大学薬学部の併任教授であります。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
 - ・取締役ミシュラマニッシュは、株式会社Bridge & Sunの代表取締役社長であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
 - ・監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
 - ・監査役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は同法律事務所との間に取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 岡 野 光 夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的または事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 大 橋 彰	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。医師としての医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、各プロジェクトにおける臨床・非臨床プログラムの戦略や業務執行に関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 ミシュラ マニッシュ	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。国内外の事業会社及び投資会社での経験を通じて培った企業経営、企業再生及び企業成長戦略の専門家としての視点に基づき、当社の事業戦略や成長シナリオに関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 野 口 勘四郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。
監査役 森 嶋 正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中 山 美恵子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 21,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 21,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

- ② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。
- ③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。
- ② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。
- ③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ 当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては、取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行及び監査役監査の実効性確保

監査役会は3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に1回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,919,858	流 動 負 債	148,410
現金及び預金	4,470,643	買掛金	2,014
受取手形	28,600	未払金	82,330
売掛金	94,005	未払費用	10,058
有価証券	3,000,000	未払法人税等	49,701
原材料及び貯蔵品	76,142	預り金	3,845
前渡金	128,216	その他	460
前払費用	57,194	固 定 負 債	27,186
未収消費税等	32,141	繰延税金負債	2,320
未収入金	11,740	資産除去債務	24,866
その他	21,175		
固 定 資 産	1,024,704	負 債 合 計	175,596
有 形 固 定 資 産	146	純 資 産 の 部	
建物附属設備	49,009	株 主 資 本	8,696,161
構築物	1,705	資 本 金	4,135,865
機械及び装置	664,922	資 本 剰 余 金	8,378,511
工具、器具及び備品	13,934	資 本 準 備 金	8,378,511
減価償却累計額	△729,424	利 益 剰 余 金	△3,818,187
無 形 固 定 資 産	149	その他利益剰余金	△3,818,187
実施許諾権	0	繰越利益剰余金	△3,818,187
電話加入権	149	自 己 株 式	△27
ソフトウェア	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△20,895
投資その他の資産	1,024,407	その他有価証券評価差額金	△20,895
投資有価証券	816,657	新 株 予 約 権	93,700
関係会社株式	0	純 資 産 合 計	8,768,967
長期前払費用	9,147	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,944,563
敷金及び保証金	198,603		
資 産 合 計	8,944,563		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	552,973
売上原価	77,961
売上総利益	475,011
販売費及び一般管理費	1,580,808
営業損失	1,105,796
営業外収益	
受取利息	16,270
有価証券利息	623
その他	136
営業外費用	
為替差損	9,231
株式交付費	32,599
新株予約権発行費	9,267
社債発行費	4,570
経常損失	55,669
特別利益	
新株予約権戻入益	1,769
社債償還益	92,368
特別損失	
投資有価証券売却損	259,533
投資有価証券評価損	692,000
減損損失	4,214
税引前当期純損失	955,747
法人税、住民税及び事業税	2,006,046
当期純損失	3,630
	2,009,676

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1,843,956	6,086,602	6,086,602	△1,808,510	△1,808,510	△27	6,122,021
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	2,291,908	2,291,908	2,291,908				4,583,816
当 期 純 損 失				△2,009,676	△2,009,676		△2,009,676
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	2,291,908	2,291,908	2,291,908	△2,009,676	△2,009,676	-	2,574,140
当 期 末 残 高	4,135,865	8,378,511	8,378,511	△3,818,187	△3,818,187	△27	8,696,161

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△331,169	△331,169	88,714	5,879,566
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				4,583,816
当 期 純 損 失				△2,009,676
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310,274	310,274	4,986	315,260
当 期 変 動 額 合 計	310,274	310,274	4,986	2,889,400
当 期 末 残 高	△20,895	△20,895	93,700	8,768,967

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

構築物 10年

機械及び装置 3～8年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務

2,407千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

販売費及び一般管理費

21,899千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	49,402,584株	16,654,817株	－株	66,057,401株

(注) 発行済株式総数の増加は、第三者割当に伴う新株式発行による増加705,800株及び新株予約権の行使に伴う新株式発行による増加15,949,017株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	26株	－株	－株	26株

(3) 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度 期 首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末	
第7回新株予約権（は）	普 通 株 式	7,500	－	7,500	－	－
第11回新株予約権	普 通 株 式	45,500	－	－	45,500	37,992
第13回新株予約権	普 通 株 式	12,500	－	－	12,500	11,087
第15回新株予約権	－	－	－	－	－	27,493
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普 通 株 式	2,220,726	－	2,220,726	－	（注）4
第16回行使価額修正 条項付新株予約権	普 通 株 式	1,867,000	－	54,000	1,813,000	10,071
第17回行使価額修正 条項付新株予約権	普 通 株 式	－	7,840,000	7,840,000	－	－
第18回新株予約権	普 通 株 式	－	7,840,000	－	7,840,000	7,056
行使価額修正条項付 第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普 通 株 式	－	8,055,017	8,055,017	－	（注）4
合 計	－	4,153,226	23,735,017	18,177,243	9,711,000	93,700

（注）1. 第7回新株予約権（は）の減少は、権利行使期間の満了に伴う失効によるものであります。

2. 第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件（マイルストーン条項）を達成しておりません。

3. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みに出資されたこと（リファイナンス）に伴う消滅によるものであります。

4. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

5. 第16回行使価額修正条項付新株予約権の減少は、期中における行使によるものであります。

6. 第17回行使価額修正条項付新株予約権の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における行使によるものであります。

7. 行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、期中における第三者割当に伴う発行によるものであります。減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,167,364千円
税務上の繰延資産	301,641
投資有価証券評価損	200,680
減価償却超過額	70,792
たな卸資産	35,744
新株予約権	14,233
その他	9,757
繰延税金資産小計	4,800,215
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,167,364
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△632,850
評価性引当額小計	△4,800,215
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,320千円
繰延税金負債合計	△2,320
繰延税金負債純額	△2,320

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが3ヵ月以内の支払期日であります。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付が高く短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち株式の一部については外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、一部については上場株式であるため市場価格の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

投資有価証券のうち満期保有目的の債券については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④ 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち96.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	4,470,643	4,470,643	－
② 受取手形	28,600	28,600	－
③ 売掛金	94,005	94,005	－
④ 有価証券及び投資有価証券	3,673,427	3,673,460	32
⑤ 敷金及び保証金	182,829	182,829	－
資産計	8,449,506	8,449,539	32
① 買掛金	2,014	2,014	－
② 未払金	82,330	82,330	－
負債計	84,344	84,344	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

・資産 ① 現金及び預金、② 受取手形、並びに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 有価証券及び投資有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式については、期末日の市場の終値及び為替相場により算定しております。

⑤ 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

・負債 ① 買掛金、及び② 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	143,229
敷金及び保証金	15,773

投資有価証券の一部については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
① 現金及び預金	4,470,643	—	—	—
② 受取手形	28,600	—	—	—
③ 売掛金	94,005	—	—	—
④ 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（金銭信託及び社債）	3,000,000	108,830	—	—
⑤ 敷金及び保証金	—	100,000	90,000	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 131円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 32円68銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

機械及び装置	2,910千円
ソフトウェア	1,303千円
合計	4,214千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

11. スtock・オプションに関する注記

(1) 費用計上額及び科目名

権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	1,769千円
----------	---------

(2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権 (は)	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 7名	当社の従業員 14名
ストック・オプションの数(*)	普通株式 15,000株	普通株式 99,500株
付与日	2012年5月23日	2014年4月2日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。	・被付与者が取締役、監査役、従業員の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	対象の定めはありません。
権利行使期間	2014年5月24日から2019年5月23日まで	2016年4月3日から2021年4月2日まで

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 6名
ストック・オプションの数(*)	普通株式 24,500株
付与日	2014年9月3日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	2016年9月3日から2021年9月2日まで

	第 15 回 新 株 予 約 権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の監査役 3名 当社の従業員 44名 社外協力者 1名
ストック・オプションの数(*)	普通株式 2,063,000株
付 与 日	2015年10月30日
権 利 確 定 条 件	・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数（以下、「当初割当数」という）に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ア 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% イ 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20% ウ 発行会社が2015年5月14日に開示した「2015年3月期決算短信（非連結）1. 経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40% ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。 当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。 ・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
対 象 勤 務 期 間	対象の定めはありません。
権 利 行 使 期 間	2015年11月2日から2022年10月31日まで

*ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② スtock・オプションの規模及び変動状況

i. スtock・オプションの数

	第7回新株予約権 (は)	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	2,061,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	2,061,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	7,500	45,500	12,500	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	7,500	—	—	—
未行使残	—	45,500	12,500	—

*当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ii. 単価情報

	第7回新株予約権 (は)	第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	537	1,620	1,372	1,140
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	235.9	835	887	13.3

(注) 当社は2014年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。

(3) 当事業年度に付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

(4) Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

ナノキャリア株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 嶋 泰 久 ⑤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平 ⑤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ナノキャリア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 野 口 勘四郎 ㊞

監 査 役（社外監査役） 森 嶋 正 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 山 美恵子 ㊞

以 上

ナノキャリア株式会社

NanoCarrier Co., Ltd.

定 款

平成 8 年 6 月 3 日	作成
平成 8 年 6 月 5 日	公証人認証
平成 8 年 6 月 14 日	会社設立
平成 11 年 9 月 22 日	変更
平成 11 年 10 月 20 日	変更
平成 12 年 1 月 26 日	変更
平成 12 年 6 月 14 日	変更
平成 13 年 7 月 25 日	変更
平成 13 年 8 月 10 日	変更
平成 14 年 1 月 17 日	変更
平成 15 年 6 月 2 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 27 日	変更
平成 18 年 1 月 31 日	変更
平成 18 年 3 月 9 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 18 年 9 月 1 日	変更
平成 19 年 9 月 18 日	変更
平成 20 年 6 月 26 日	変更
平成 21 年 6 月 26 日	変更
平成 25 年 6 月 25 日	変更
平成 26 年 4 月 1 日	変更
平成 27 年 6 月 24 日	変更

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 【商号】

当社は、ナノキャリア株式会社と称し、英文では、NanoCarrier Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 【目的】

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託
- 2 医薬品、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務
- 3 医薬品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売
- 4 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造
- 5 上記に関連する一切の業務

第 3 条 【本店の所在地】

当社は、本店を 千葉県柏市 に置く。

第 4 条 【機関】

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第 5 条 【公告の方法】

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 【発行可能株式総数】

当社の発行可能株式総数は、130,122,800 株とする。

第7条 【単元株式数】

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 【自己の株式の取得】

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第9条 【株主名簿管理人】

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第10条 【株式取扱規程】

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条 【株主総会の招集】

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条 【定時株主総会の基準日】

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 【招集権者及び議長】

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条 【決議の方法】

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条 【議決権の代理行使】

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条 【議事録】

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第17条 【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 【員数】

当社の取締役は8名以内とする。

第19条 【選任方法】

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条 【解任方法】

取締役は、株主総会において解任する。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条 【任期】

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 【代表取締役及び役付取締役】

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 【取締役会の招集権者及び議長】

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 【取締役会の招集通知】

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 【取締役会の決議方法】

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 【取締役会の議事録】

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第27条 【取締役会規程】

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 【報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条 【取締役の責任免除】

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条 【員数】

当会社の監査役は4名以内とする。

第31条 【選任方法】

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 【任期】

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 【常勤の監査役】

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 【監査役会の招集通知】

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 【監査役会の決議方法】

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 【監査役会の議事録】

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第37条 【監査役会規程】

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条 【報酬等】

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条 【監査役の責任免除】

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第40条 【選任方法】

会計監査人は、株主総会において選任する。

第41条 【任期】

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第42条 【会計監査人の責任免除】

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第43条 【事業年度】

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第44条 【剰余金の配当の基準日】

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第45条 【中間配当】

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第46条 【配当金の除斥期間】

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上